



松保（生衛）第 1637 号

松山市南久米町 2 6 5 - 1  
久米開発有限会社  
取締役 宇都宮 賢八

温泉法第 1 3 条第 1 項の規定により温泉利用（飲用）  
を次のとおり許可します。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

松山市保健所長



記

- 1 施設の所在地  
松山市南久米町 3 2 5 - 1
- 2 施設名  
東道後温泉 久米之癒
- 3 源泉名  
東道後第 2 源泉 (松山市南久米町 1 3 4 - 2)
- 4 温泉利用の対象  
飲泉口……6